



専業主婦(夫)の年金額が改正されました

第3号被保険者制度

- ① 第3号被保険者とは、会社員や公務員など国民年金の第2号被保険者(夫など)に扶養される配偶者の方(20歳以上60歳未満)が対象となります。

(参考)

- ・第1号被保険者 自営業や学生等
- ・第2号被保険者 厚生年金保険の加入者(会社員等)及び共済組合の加入者(公務員等)

- ② 第3号被保険者である期間は、第1号被保険者期間と異なり、保険料をご自身で納付する必要はなく、保険料納付済期間として将来の年金額に反映されます。

第3号被保険者の届出義務

- ① 第3号被保険者になられたときの届出

配偶者(第2号被保険者)に扶養されることになった場合には、第3号被保険者になりますので、必ず第3号被保険者に該当する旨の届出を配偶者の勤務する会社(事業主)に提出してください。

※原則配偶者が65歳未満の場合に限ります。

- ② 第3号被保険者でなくなったときの届出

配偶者(第2号被保険者)が退職などにより厚生年金等の加入者でなくなった場合やご本人の収入の増加(収入が概ね130万円以上になると見込まれるとき)などにより配偶者の扶養から外れた場合には第1号被保険者になりますので、必ず住所地の市町村に第1号被保険者への種別変更届を提出してください。

※ご本人の収入が130万円以上になると見込まれる場合。

第3号被保険者期間の記録不整合問題への対応

第3号被保険者が第1号被保険者となった場合は、上記の通り届出が必要となりますが、この届出がもれてきたため、**実際には第1号被保険者であるにもかかわらず、第3号被保険者期間として年金記録が管理されているケース**があります。(第3号被保険者記録の不整合期間)

このような届出もれの記録をそのままにしておくと、将来年金を請求する際に過去に遡って本来の第1号被保険者期間に記録訂正を行いますので、**年金額が減額**となったり、**年金受給資格期間がなくなり無年金者**となる可能性があります。

このため、不整合期間を有する方に対し、**本来の第1号被保険者期間へ変更し、変更後の年金記録をお知らせすること**といたしました。第1号被保険者期間へ変更した**保険料の納付が必要な期間**

(過去2年以内)については、**国民年金保険料の納付書をお送りいたします**ので、最寄りの金融機関などで保険料を納めていただくようお願いいたします。また、現時点で第1号被保険者である方は今後も毎月保険料を納めていただく必要があります。また、**過去2年より前に遡って第3号被保険者に該当していた場合、「第3号被保険者該当届(年金確保支援法用)」の届出が必要**となります。過去2年を超えた第1号被保険者期間で保険料の納付ができない期間のうち10年以内の期間については、**国民年金法の改正により平成24年10月から3年間に限り、保険料の納付が可能**となりますので、この制度をご利用ください。

<お問い合わせ先>

苫小牧年金事務所 電話 0144-36-6135 〒053-8588 苫小牧市若草町2丁目1-14
日高町役場 住民課 電話 01456-2-6182



ストップ・ザ・交通事故死！
—めざせ 安全で安心な 北海道—

日高町の交通事故件数

○発生件数	4件
○死者数	1人
○傷者数	3人

2014年7月31日現在

『町民一人ひとりが交通マナーを守り、
交通事故のない社会を目指しましょう。』

☆居眠り運転事故防止！

- 運転の前には十分な休養を
 - ・運転中に眠気を感じたら、早めに最寄りの「道の駅」や駐車帯などで休憩しましょう。
- 短時間休憩でリフレッシュ
 - ・集中力は持続しません。2時間ごとに短時間の休憩を取って心身をリフレッシュしましょう。
- 真っ直ぐな道路でぼんやりしない
 - ・直線道路では視線が固定されがちで、目の動きが止まると注意力が低下します。ぼんやりしないで、意識をしっかりと保持しましょう。
- 同乗者は、運転者の様子に気配りを
 - ・運転者があくびをしたり、眠そうなときには、休憩をとりましょう。



7月15日
富川提灯街頭啓発



7月25日（富川小学校）
夏休みに向けた啓発

☆高齢者の交通事故防止！

◇交通事故防止のワンポイントアドバイス

～歩行者編～

- 信号機のある横断歩道など、安全施設を使って横断しましょう。
- 横断中も、左右の安全を確認しましょう。
- 夕方や夜間は夜行反射材を身につけましょう。
(反射材が必要なときは役場や門別警察署にお問い合わせください。)

～自転車編～

- 狭い道路や危険な場所では無理をせずに自転車から降りて押しましょう。
- 歩道上では、歩行者を優先しましょう。
- 一時停止標識のある場所や見通しの悪い交差点では、必ず止まって左右の安全確認をしましょう。
- 早めにライトを点灯し、反射材を積極的に自転車に取り付けましょう。



7月28日～8月8日
門別警察署前ラジオ体操

☆秋の全国交通安全運動

- ・実施期間 9月21日（日）～9月30日（火）
- ・重点項目
 - ・夕暮れ時と夜間の歩行者、自転車乗用中の交通事故防
 - ・全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底
 - ・飲酒運転の根絶

◎ 日常の生活の中で交通安全を考え実践しましょう。

毎月15日は道民交通安全の日
交通事故抑止7大セーフティーキャンペーン

1. 高齢者事故防止
2. 自転車運転走行ルール・マナーアップ
3. シートベルト全席着用
4. スピードダウン
5. 飲酒運転根絶
6. 居眠り運転防止
7. デイ・ライト実践

◇デイ・ライトで安全運転
屋間のライト点灯に協力を！

〈屋間点灯効果〉

- ◎自らの安全意識が高まる
- ◎遠くからでも確認されやすい
- ◎ドアミラー等を通して確認されやすい
- ◎雨や曇りの日は特に目立つ
- ◎早め点灯（こまめにハイビーム）